

令和2年4月28日

保護者様

尼崎市教育委員会

新型コロナウイルス感染防止対策に係る尼崎市立学校園の  
臨時休業期間の延長について  
(令和2年4月28日時点)

新型コロナウイルス感染防止対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
尼崎市内では新規患者数の大幅な増加はみられていないものの、市外の勤務先での接触による感染例、そこからの家庭内感染、そして医療関係者の感染が散発している状況を鑑み、市立学校園につきましては、児童生徒の健康及び感染拡大防止に万全を期すため、令和2年5月31日(日)まで臨時休業を延長いたします。このことに伴う、長期休業期間の変更等による補充授業については、別途検討し、改めてお知らせいたします。

休業期間が長くなりますが、臨時休業期間中の家庭学習の計画や家庭での過ごし方などについて、引き続き情報伝達に努める中で、児童生徒や保護者への不安解消に努めてまいりたいと考えております。ご負担をおかけしますが、何卒よろしくをお願いいたします。また、6月からの学校園の再開については、市の衛生管理部局とともに、状況を見ながら、改めて判断してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、日々状況が変化しているため、今後にも必要に応じて変更する場合がありますので、ご了承ください。

### 1 臨時休業の延長期間

令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)まで

### 2 分散登校日

臨時休業延長直後の実施は予定しておりませんが、児童生徒の心身の状況の把握や一定の生活習慣の確保、家庭内学習の効果的な実施のため、分散登校日の再開を検討しています。

分散登校日の再開日、日程、当日の内容については、今後の感染状況や国の専門家会議の動き、県立高校の対応などを参考に別途調整します。

### 3 臨時休業期間延長に伴う学習支援について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることをないよう、主たる教材である教科書に基づく学習プリントやICT等を活用した家庭学習を行うとともに、登校再開後に教員が習得状況の確認及び個別にフォローアップをするなど、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じます。

また、幼児が家庭でも遊びを楽しみ、満足感や充実感を味わえるように幼稚園から情報提供を行います。

#### (1) 家庭学習の内容

学校再開時期が不透明であることを前提に新学年の学習内容についての指導を5月から開始します。指導については学校ごとに教科書の内容に沿った学習プリント等を作成し、児童生徒が自宅学習する形で実施します。

- ・年間指導計画に基づき、教科書に基づいた内容を一人で学習できるプリント等  
(新学年4月分教材から、学年に応じ、一つの単元につき2枚～5枚程度を配付いたします。5月分教材については、順次作成し、配布します。)
- ・1日の学習の目安、1週間の学習の見通し等のプリント

(2) ICTを活用した教材や動画の提供

ホームページやファイル共有サービス等を利用し、教材や動画の提供を行い、家庭学習支援に活用します。なお、中学校と高校については、民間のオンライン学習支援システムの導入を検討しています。

(3) インターネット利用が困難な児童生徒への支援の実施

自宅等においてインターネットの利用が困難な児童生徒については、十分な感染予防対策を講じた上で、学校等のICT機器を利用できるよう環境を整えます。

(4) 学習や生活習慣に関するプリント等の配付方法

5月7日以降に、ポスティング等により各御家庭に配付します。(幼、小・中学校)

4 幼稚園及び小学校における特別受け入れに関すること

(休業要請非対象事業所に勤務する世帯の園児児童を対象とします。)

・幼稚園は、預かり保育にて対応します。(8時30分～16時30分)

・小学校は、公設児童ホーム利用者(こどもクラブ待機児童対応者を含む)を受け入れます。

※引き続き、保護者の皆さまには、できる限りお仕事の都合をつけていただき、原則として家庭での保育をお願いいたします。真に保育が必要な方につきましては、改めて、別添の「保育申出書」に保育の必要な日等を記入していただき、各児童ホームに提出願います。なお、5月1日(金)から5月30日(土)までの間、児童ホーム(午前中の学校での受け入れを含む)を全日利用しなかった場合、全額(延長育成料を含む)減免いたします。

5 心のケア等に関すること

学級担任等を中心として、電話や家庭訪問等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、児童生徒の心身の健康状態を把握いたします。

6 部活動に関すること

中学校は、中止します。高校は、県に準じます。

7 学校給食に関すること

臨時休業期間中の給食は中止します。

8 学校園行事に関すること

(1) 修学旅行・自然学校・宿泊行事

1学期実施予定のものについては、9月以降に延期します。

(2) 健康診断

9月以降に延期します。

(結核検診、尿検査については、可能な範囲で、先行して実施します。)

9 運動機会の確保に関すること

公園等の過密化の防止及び子供たちの運動不足やストレスを解消するための運動機会確保の観点から、校庭開放の実施等について検討します。

以 上

## ■ 相談・支援窓口

相談・支援の内容	相談先	電話番号
学校の臨時休業期間に関すること	学校企画課	06-4950-5688
市立小中学校に関すること	学校教育課	06-4950-5685
市立特別支援学校に関すること	特別支援教育担当	06-6423-2553
市立幼稚園に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	06-4950-5665
市立高校に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	06-4950-5665
部活動に関すること	保健体育課	06-4950-5677
学習支援サイトに関すること	学び支援課	06-6494-3155
学校給食に関すること	学校給食課	06-4950-5675
生徒指導相談に関すること	いじめ防止生徒指導担当	06-4950-5787
教育相談に関すること	こども教育支援課	06-6409-4995
児童ホームに関すること	児童課	06-6489-6936